

船橋市国民健康保険条例の規定による旧被扶養者に係る減免取扱要領

(趣旨)

第1条 後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者又は65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険被保険者となった者について、被用者保険の被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかったことに対して、国民健康保険被保険者となったことで新たに国民健康保険料（以下「保険料」という。）を負担することとなるため、船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第28条の規定により当該被扶養者であった者について、当分の間、保険料の減免を講じるものとする。

(旧被扶養者の要件)

第2条 この要領の規定による保険料の減免を受けることができる者は、条例第28条第2号に規定する者（以下「旧被扶養者」という。）とする。

(減免の額)

第3条 減免の対象となる保険料の額は、原則として当年度分の納期に係る保険料の額とし、次に掲げるとおり減免するものとする。

- (1) 旧被扶養者に係る所得割の額は、免除とする。
- (2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割の額は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合により減免する。ただし、条例第20条第1項第1号及び同項第2号に規定する減額の適用を受ける納付義務者の世帯に属する旧被扶養者については減免を行わないものとする。

ア 条例第20条第1項第3号に規定する減額の適用を受ける納付義務者の世帯に属する旧被扶養者 当該減額の額に当該減額前の被保険者均等割保険料の額の3割を乗じた額を加算した額

イ 上記以外の場合 被保険者均等割の額の5割

(減免の申請)

第4条 保険料の減免の申請を受けようとする者は、規則で定める申請書に、旧被扶養者に係る国民健康保険料減免申請確認書（別記様式）並びに旧被扶養者に該当する者及び資格の喪失を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請をした旧被扶養者の申請をした年度後の保険料の減免は、申請

は不要とする。

(減免の適用期間)

第5条 減免の対象となる保険料は、旧被扶養者が国民健康保険の資格を取得した日の属する月から当該保険を喪失する日の属する月の前月までのものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、旧被扶養者に係る減免の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。